

令和4年6月15日

令和4年度 特定健診等に関する資料

沖縄県国民健康保険団体連合会

変更履歴と正誤表(令和4年度)

項番	変更日付	頁数	変更内容	変更箇所	誤	正
1	2022/3/29	3	3 令和4年度健康診査について (40歳未満国保)	5 自己負担額(円) 個別健診/ 国頭村	* 課税世帯 500 * 非課税世帯 0	500 (課税非課税同額)
2	2022/3/29	5	3 令和4年度健康診査について (40歳未満社保)	5 自己負担額(円) 個別健診 国頭村	* 課税世帯 500 * 非課税世帯 0	500 (課税非課税同額)
3	2022/4/15	9	4 令和4年度 健診結果の送付先	(2) 市町村担当課あて No. 13 西原町	福祉部健康支援課 098-945-4791	福祉部健康保険課 098-911-9163
4	2022/5/16	9	4 令和4年度 健診結果の送付先	(1) 受診者本人あて (2) 市町村担当課あて	(2) 市町村担当課あて 浦添市	(1) 受診者本人あて 浦添市
5	2022/6/15	3	3 令和4年度健康診査について (40歳未満国保)	5 自己負担額(円) 集団健診・個別健診 大宜味村	700	0
6	2022/6/15	5	3 令和4年度健康診査について (40歳未満社保)	5 自己負担額(円) 集団健診・個別健診 大宜味村	700	0

目 次

1 令和4年度受診券の取り扱いについて	P1
2 自己負担額 令和4年度特定健康診査	P2
3 令和4年度健康診査について	P3
4 令和4年度健診結果の送付先	P9
5 特定健診等の請求データ作成における留意事項	P10
6 詳細健診の対象者基準について	P16
7 令和4年度特定健診受診券の有効期限	P17

1 令和4年度受診券の取り扱いについて

重複受診の防止と健診受診勧奨に活用するために、平成23年度より国民健康保険被保険者証に『特定健診受診日記載欄』を設けています。特定健診を実施された際は、その受診日を記入していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

(受診券の形態) ※「被保険者証」「がん検診等」に○があるものは、一体型を意味します。

	保険者名	内 容		
		特定健診	被保険者証	がん検診等
1	那 覇 市	○	○	○
2	うるま市	○	○	
3	沖 縄 市	○		
4	宜野湾市	○	○	○
5	宮古島市	○	○	
6	石 垣 市	○	○	
7	浦 添 市	○	○	
8	名 護 市	○	○	
9	糸 満 市	○	○	○
10	国 頭 村	○	○	
11	大宜味村	○	○	
12	東 村	○	○	
13	今帰仁村	○	○	
14	本 部 町	○	○	
15	恩 納 村	○	○	
16	宜野座村	○	○	
17	金 武 町	○	○	
18	伊 江 村	○	○	
19	読 谷 村	○	○	
20	嘉手納町	○		○
21	北 谷 町	○		○

	保険者名	内 容		
		特定健診	被保険者証	がん検診等
22	北 中 城 村	○	○	
23	中 城 村	○	○	
24	西 原 町	○	○	○
25	豊見城市	○	○	○
26	八重瀬町	○	○	○
27	与那原町	○	○	
28	南風原町	○	○	
29	久米島町	○	○	
30	渡嘉敷村	○	○	
31	座間味村	○	○	
32	粟 国 村	○	○	
33	渡名喜村	○	○	
34	南大東村	○	○	
35	北大東村	○	○	
36	伊平屋村	○	○	
37	伊是名村	○	○	
38	多良間村	○	○	
39	竹 富 町	○	○	○
40	与那国町	○	○	
41	南 城 市	○		○
42	医師国保	○		

2 自己負担額 令和4年度特定健康診査

沖縄県内全41市町村国保 自己負担額なし

※H30国民健康保険運営方針より

3 令和4年度健康診査について(40歳未満国保)

令和4年3月29日現在

40歳未満国保													
保険者番号	市町村	1.健診対象者		2.実施方法		3.対象者の年齢	4.案内方法			5.自己負担額(円)			
		対象	対象外	集団健診	個別健診		①受診券	②ハガキ	③その他	集団健診	個別健診		
1	470013	那覇市	○		○	○	20歳～39歳	○	○			0	0
2	470039	うるま市	○		○	○	19歳～39歳	○				*課税世帯 1,000 *非課税世帯 0	
3	470047	沖縄市	○		○	○	18歳～39歳	○				0	0
4	470054	宜野湾市	○		○	○	16歳～39歳	○		市報、ポスター、チラシ、SNS等		0	0
5	470062	宮古島市	○		○	○	20歳～39歳	○	○			0	0
6	470070	石垣市	○		○	○	16歳～39歳			市報、ポスター掲示、市のホームページ等	1,000	1,000	1,000
7	470088	浦添市	○		○	○	20歳～39歳	○	○	・①の受診券については、国民健康保険証(健診受診券と一体型)を送付する際にハンフレットを同封 ・ホームページや広報誌等で案内 ・30代の一部は受診勧奨費用はがきで通知案内	0	0	0
8	470096	名護市	○		○	○	16歳～39歳	○	○			0	
9	470104	糸満市	○		○	○	20歳～39歳	○	○	20歳～39歳の方に受診勧奨	0	0	0
10	470112	国頭村	○		○	○	20歳～39歳			案内通知	*課税世帯 500 *非課税世帯 0	500	500
11	470120	大宜味村	○		○	○	20歳～39歳			チラシ、広報誌	0	0	0
12	470138	東村	○		○	○	20歳～39歳	○			600	600	600
13	470146	今帰仁村	○		○	○	20歳～39歳	○		村広報誌、リーフレット(保険証発送時に同封)	0	0	0
14	470153	本部町	○		○	○	16歳～39歳	○		封書(健診通知書・がん検診受診券)	0	0	0
15	470161	恩納村	○		○	○	19歳～39歳	○			0	0	0
16	470179	宜野座村	○		○	○	18歳～39歳	○		受診券発送に加え、住民健診の案内チラシを全世帯に配布	0	0	
17	470187	金武町	○		○	○	20歳～39歳	○	○	広報、勸奨ハガキ、SNS、町内放送、広告塔掲載、窓口勸奨等	0	0	0
18	470195	伊江村	○		○	○	20歳～39歳	○	○	防災無線、チラシ、広報	0	0	0
19	470237	読谷村	○		○	○	20歳～39歳	○			0	0	0
20	470245	嘉手納町	○		○	○	19歳～39歳	○			0	0	0

40歳未満国保

保険者番号	市町村	1.健診対象者		2.実施方法		3.対象者の年齢	①受診券	②ハガキ	4.案内方法			5.自己負担額(円)	
		対象	対象外	集団健診	個別健診				③その他	集団健診	個別健診		
21	470252	北谷町	○		○	○	○				0	0	0
22	470260	北中城村	○		○	○		○			0	0	0
23	470278	中城村	○		○	○	○				0	0	0
24	470286	西原町	○		○	○	○				1,300		1,900
25	470294	豊見城市	○		○	○	○			市広報紙、市HPに掲載	0		0
26	470302	八重瀬町	○		○	○		○			0		0
27	470351	与那原町	○		○	○		○			0		0
28	470377	南風原町	○		○	○	○				0		0
29	470385	久米島町	○		○	○	○			広報誌、個別通知文書(兼受診券)	0		0
30	470401	渡嘉敷村	○		○	○		○		文書による個別通知(延期のため再度送付)、 広報誌、ホームページ、掲示版への掲載	1600		
31	470419	座間味村	○		○	○				村内掲示板、村内放送、広報誌	2000		
32	470427	栗国村	○		○	○				村広報誌や防災無線、ショートメール	0		
33	470435	渡名喜村	○		○	○				チラシ、防災無線	0		
34	470443	南大東村	○		○	○				被保険者証と一体型により保険証更新時に案内。 ポスター掲示。村広報誌掲載。防災行政無線放送。 村LINE、Gメール配信。	0		0
35	470450	北大東村	○		○	○				チラシ(全戸配布)・防災無線	0		
36	470468	伊平屋村	○		○	○				個別通知文書・広報・ポスター・防災無線・SNS	0		
37	470476	伊是名村	○		○	○				広報誌、チラシ及び防災行政無線	0		
38	470526	多良間村	○		○	○				戸別通知・村内放送	0		
39	470534	竹富町	○		○	○				町広報誌、町ホームページ、地域内放送	2000		
40	470542	与那国町	○		○	○				紙媒体での送付	0		0
41	470559	南城市	○		○	○		○			0		0

3 令和4年度健康診査について(40歳未満社保)

令和4年3月29日現在

保険者番号	市町村	40歳未満社保																		
		1.健診対象者		3.対象者の年齢	4.案内方法			5.自己負担額(円)												
		対象	対象外		①受診券	②ハガキ	③その他	集団健診	個別健診											
		2.実施方法																		
		対象	対象外	集団健診	個別健診															
1	那覇市		○																	
2	うるま市	○		○		19歳～39歳		○				1,000								
3	沖縄市	○		○	○	18歳～39歳		○				0								0
4	宜野湾市	○		○	○	16歳～39歳		○				0		市報、ポスター、チラシ、SNS等						0
5	宮古島市	○		○	○	20歳～39歳		○												2,000
6	石垣市	○		○	○	16歳～39歳								市報・ポスター・掲示・市のホームページ等					1,000	
7	浦添市		○																	
8	名護市	○		○	○	16歳～39歳			○										0	
9	糸満市	○		○	○	20歳～39歳		○											0	0
10	国頭村	○		○	○	20歳～39歳								案内通知						500
11	大宜味村	○		○	○	20歳～39歳								チラシ・広報誌					0	0
12	東村	○		○	○	20歳～39歳		○											600	600
13	今帰仁村	○		○	○	20歳～39歳		○						村広報誌					0	0
14	本部町	○		○	○	16歳～39歳								封書(健診通知書・がん検診受診券)					0	0
15	恩納村	○		○	○	19歳～39歳		○											0	0
16	宜野座村	○		○	○	18歳～39歳		○						受診券発送に加え、住民健診の案内チラシを全世帯に配布					0	
17	金武町	○		○	○	20歳～39歳			○					広報、勧奨ハガキ、SNS、町内放送、広告塔掲載等					0	0
18	伊江村	○		○	○	20歳～39歳								社保の40歳未満については案内を行っている。					0	
19	読谷村	○		○	○	20歳～39歳		○											0	0
20	嘉手納町	○		○	○	19歳～39歳		○											0	0

40歳未満社保

保険者番号	市町村	1.健診対象者		2.実施方法		3.対象者の年齢	①受診券	②ハガキ	4.案内方法			5.自己負担額(円)	
		対象	対象外	集団健診	個別健診				③その他	集団健診	個別健診		
21	470252	北谷町	○		○	○	○					0	0
22	470260	北中城村	○		○	○		○				0	0
23	470278	中城村	○		○	○	○					0	0
24	470286	西原町	○		○	○	○				1,300		1,900
25	470294	豊見城市	○		○	○				市広報紙、市HIPに掲載	0		0
26	470302	八重瀬町	○		○	○	○				0		0
27	470351	与那原町	○		○	○		○			0		0
28	470377	南風原町	○		○	○	○				0		0
29	470385	久米島町	○		○	○	○			広報誌	0		0
30	470401	渡嘉敷村	○		○	○				広報誌、ホームページ、掲示板への掲載	1,600		
31	470419	座間味村	○		○	○				村内掲示板、村内放送、広報誌	2,000		
32	470427	栗国村	○		○	○				村広報誌や防災無線、ショートメール	0		
33	470435	渡名喜村	○		○	○				チラシ、防災無線	0		
34	470443	南大東村	○		○	○				ポスター掲示。村広報誌掲載。防災行政無線放送。村LINE、Gメール配信。	0		
35	470450	北大東村	○		○	○				チラシ(全戸配布)・防災無線	0		
36	470468	伊平屋村	○		○	○				個別通知文書・広報・ポスター・防災無線・SNS	0		
37	470476	伊是名村	○		○	○				広報誌、チラシ及び防災行政無線	0		
38	470526	多良間村	○		○	○				戸別通知・村内放送	0		
39	470534	竹富町	○		○	○				町広報誌、町ホームページ、地域内放送	2,000		
40	470542	与那国町	○		○	○				広報等	1,500		
41	470559	南城市	○		○	○	○				0		0

3 令和4年度健康診査について(生活保護受給者)

令和4年2月1日現在

保険者番号	市町村	生活保護受給者												
		1.健診対象者		2.実施方法		3.対象年齢	4.案内方法				5.自己負担額(円)			
		対象	対象外	集団健診	個別健診		①受診券	②ハガキ	③その他	集団健診	個別健診			
1	470013	那覇市	○		○	○	40歳以上	○					0	0
2	470039	うるま市	○		○	△	19歳以上	○					0	△
3	470047	沖縄市	○		○	○	18歳以上	○					0	0
4	470054	宜野湾市	○		○	○	16歳以上	○			市報、ポスター、チラシ、SNS等		0	0
5	470062	宮古島市	○		○	○	20歳～84歳	○					0	0
6	470070	石垣市	○		○	○	16歳以上	○		○	市報・ポスター掲示・市のホームページ等		0	0
7	470088	浦添市	○		○	○	20歳以上	○					0	0
8	470096	名護市	○		○	△	16歳以上	○		○			0	△
9	470104	糸満市	○		○	○	20歳以上	○					0	0
10	470112	国頭村	○		○	○	20歳以上				案内通知		0	0
11	470120	大宜味村	○		○	○	20歳～74歳				チラシ・広報誌		0	0
12	470138	東村	○		○	○	20歳以上	○					0	0
13	470146	今帰仁村	○		○	○	20歳以上	○					0	0
14	470153	本部町	○		○	○	16歳以上				健診通知書・がん検診受診券		0	0
15	470161	恩納村	○		○	○	19歳以上	○					0	0
16	470179	宜野座村	○		○	△	18歳以上	○			受診券発送に加え、住民健診の案内チラシを全世帯に配布		0	△
17	470187	金武町	○		○	○	20歳以上	○			広報、勸奨ハガキ、SNS、町内放送、広告塔掲載、窓口勸奨等		0	0
18	470195	伊江村	○		○	○	20歳～39歳	○					0	0
19	470237	読谷村	○		○	○	20歳以上	○					0	0
20	470245	嘉手納町	○		○	○	40歳以上	○			19歳～39歳は若年向け受診券にて対応		0	0

生活保護受給者

保険者番号	市町村	1.健診対象者		2.実施方法		3.対象年齢	4.案内方法			5.自己負担額(円)		
		対象	対象外	集団健診	個別健診		①受診券	②ハガキ	③その他	集団健診	個別健診	
21	470252	北谷町	○		○	○	19歳以上	○			0	0
22	470260	北中城村	○		○	○	20歳以上	○			0	0
23	470278	中城村	○		○	○	40歳以上	○		生保の方が基本健診受ける場合 20歳～39歳は若年向け受診券にて対応	0	0
24	470286	西原町	○		○	○	20歳以上	○			0	0
25	470294	豊見城市	○		○	○	20歳以上	○		市広報紙、市HPに掲載	0	0
26	470302	八重瀬町	○		○	○	40歳以上	○			0	0
27	470351	与那原町	○		○	○	20歳以上	○			0	0
28	470377	南風原町	○		○	○	20歳以上	○			0	0
29	470385	久米島町	○		○	○	16歳以上	○		広報紙	0	0
30	470401	渡嘉敷村	○		○	○	20歳以上			広報紙、ホームページ、掲示版への掲載	0	
31	470419	座間味村	○		○	○	20歳以上			村内掲示板、村内放送、広報紙	0	
32	470427	栗国村	○		○	○	16歳以上			村広報紙や防災無線、ショートメール	0	
33	470435	渡名喜村	○		○	○	20歳以上			チラシ、防災無線	0	
34	470443	南大東村	○		○	○	16歳以上			ポスター掲示。村広報紙掲載。防災行政無線放送。 村LINE、Gメール配信。	0	
35	470450	北大東村	○		○	○	20歳以上			チラシ(全戸配布)・防災無線	0	
36	470468	伊平屋村	○		○	○	20歳以上			個別通知文書・広報・ポスター・防災無線	0	
37	470476	伊是名村	○		○	○	20歳以上			広報紙、チラシ及び防災行政無線、 40歳以上は個別通知発送	0	
38	470526	多良間村	○		○	○	20歳以上			戸別通知・村内放送	0	
39	470534	竹富町	○		○	○	16歳以上			町広報紙、町ホームページ、地域内放送	0	
40	470542	与那国町	○		○	○	20歳以上			広報等	0	
41	470559	南城市	○		○	○	20歳以上	○			0	0

4 令和4年度 健診結果の送付先

令和4年5月16日現在

(1) 受診者本人あて(16市町村)

No.	保険者No	保険者名	No.	保険者No	保険者名
1	470013	那 覇 市	9	470153	本 部 町
2	470039	う る ま 市	10	470195	伊 江 村
3	470047	沖 縄 市	11	470237	読 谷 村
4	470054	宜 野 湾 市	12	470260	北 中 城 村
5	470062	宮 古 島 市	13	470294	豊 見 城 市
6	470088	浦 添 市	14	470302	八 重 瀬 町
7	470096	名 護 市	15	470435	渡 名 喜 村
8	470146	今 帰 仁 村	16	473017	医 師 国 保

(2) 市町村担当課あて(26市町村)

No.	保険者No	保険者名	郵便番号	住所	担当課	連絡先
1	470070	石 垣 市	907-0004	石垣市字登野城1357番地1	石垣市健康福祉センター	0980-88-0089
2	470104	糸 満 市	901-0392	糸満市潮崎町1丁目1番地	健康推進課	098-840-8126
3	470112	国 頭 村	905-1411	国頭村字辺土名1437番地	福祉課(保健センター)	0980-41-5767
4	470120	大 宜 味 村	905-1392	大宜味村字大兼久157番地	住民福祉課	0980-44-3003
5	470138	東 村	905-1292	東村字平良804番地	福祉保健課	0980-43-2202
6	470161	恩 納 村	904-0492	恩納村字恩納2451	健康保険課	098-966-1217
7	470179	宜 野 座 村	904-1392	宜野座村字宜野座296番地	健康福祉課	098-968-3253
8	470187	金 武 町	904-1201	金武町字金武1842番地	保健福祉課(総合保健福祉センター)	098-968-5932
9	470245	嘉 手 納 町	904-0293	嘉手納町字嘉手納588番地	町民保険課健康予防係	098-956-1111
10	470252	北 谷 町	904-0103	北谷町字桑江731番地	保健相談センター(保健衛生課健康係)	098-936-4336
11	470278	中 城 村	901-2493	中城村字当間585番地1	健康保険課	098-895-2172
12	470286	西 原 町	903-0220	西原町字与那城140番地の1	福祉部健康保険課	098-911-9163
13	470351	与 那 原 町	901-1392	与那原町字上与那原16番地	健康保険課	098-945-6633
14	470377	南 風 原 町	901-1104	南風原町字宮平697番地10(ちむぐくる館)	国保年金課	098-889-7381
15	470385	久 米 島 町	901-3193	久米島町字比嘉2870番地	福祉課 健康づくり班	098-985-7124
16	470401	渡 嘉 敷 村	901-3592	渡嘉敷村字渡嘉敷183番地	渡嘉敷村役場 保健指導所	098-987-2322
17	470419	座 間 味 村	901-3402	座間味村字座間味109	総務・福祉課	098-896-4045
18	470427	粟 国 村	901-3792	粟国村字東367番地	民生課	098-988-2017
19	470443	南 大 東 村	901-3804	南大東村字南144-1番地	福祉民生課	09802-2-2116
20	470450	北 大 東 村	901-3902	北大東村字中野212番地	福祉衛生課 保健衛生係(保健センター)	09802-3-4567
21	470468	伊 平 屋 村	905-0793	伊平屋村字我喜屋251番地	住民課	0980-46-2142
22	470476	伊 是 名 村	905-0603	伊是名村字仲田1385番地11	住民福祉課保健センター	0980-45-2137
23	470526	多 良 間 村	906-0602	多良間村字仲筋99番地の2	住民福祉課	0980-79-2623
24	470534	竹 富 町	907-8503	石垣市美咲町11番地1	健康づくり課	0980-82-7519
25	470542	与 那 国 町	907-1801	与那国町字与那国129番地	長寿福祉課	0980-87-3575
26	470559	南 城 市	901-1495	南城市佐敷字新里1870番地	健康増進課	098-917-5324

5 特定健診等の請求データ作成における留意事項

令和4年2月10日現在

○本会での費用決済処理時に発生する主なエラー項目です。
請求データ作成時にご留意願います。

～ エラーが多く発生する項目 ～

(厚生労働省 「特定健診・特定保健指導の電子的な標準様式の仕様に関する仕様(平成30年度以降実施分)」
「標準的な健診・保健指導に関するプログラム(30年度版)」を参照ください)

(1) 基本健診項目

フィールド名称	入力内容	備考
受診券整理番号	明記されている番号 半角数字11ケタ	例 22100000000
保険者番号	半角数字8ケタ	受診券に明記されている保険者番号 生保や社保の場合は 請求する市町村の国保保険者番号
被保険者証記号	○国、後期 生保、社保	国保は「那国」等、後期高齢者は「後期」、 生活保護は「生保」、社会保険は「社保」
被保険者証番号	全角20桁or8桁	国保は20桁、後期は8桁
有効期限	明記されている期限	例 20230331
郵便番号	半角英数	誤：〒9010000 正：901-0000
住所	全角 40字以内	全角で入力してください
請求区分	3または4	3 (基本的な健診+追加健診項目) 4 (基本的な健診+詳細な健診+追加健診項目)
採血時間		1 (食後10時間未満：平成29年度以前のみ記載可能) 2 (食後10時間以上) 3 (食後3.5時間以上10時間未満) 4 (食後3.5時間未満：平成30年度以降のみ記載可能)

(1-1) 詳細な健診の項目 医師の判断に基づき選択的に実施する項目

貧血検査	ヘマトクリット値、血色素判定、赤血球数
心電図検査	所見の有無、対象者、実施理由
眼底検査	所見の有無、対象者、実施理由

(2) 追加健診項目 (沖縄県国保は必須)

フィールド名称	内容	項目コード (17ケタ)	検査方法
追加健診項目 のコード	血清クレアチニン	3C015000002327101	可視吸光光度法
		3C015000002399901	その他
	eGFR	8A065000002391901	
	尿酸	3C020000002327101	可視吸光光度法
		3C020000002399901	その他
	尿潜血	1A10000000191111	試験紙法(機械読み取り)
1A10000000190111		試験紙法(目視法)	
追加健診の単価	集団健診	114円	血清クレアチニン、eGFR、尿酸、尿潜血の単価
	個別健診	121円	

沖縄県国民健康保険団体連合会 (代行機関番号 94799020)

○令和3年度より被保険者証番号の「枝番」の項目が追加。

枝番については、把握できる範囲内で確認・入力を行うことになります。（後期高齢者については入力不要。）

（詳細については、令和2年3月31日 健発0331第8号、保発0331第3号「令和2年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」（厚生労働省通知）をご参照ください。）

特定健診データの電子的管理のためのファイル仕様

1 特定健診情報の交換用基本情報ファイル(1送信あたり1ファイル)

ファイルの記録内容	フィールド名称	モード	最大 バイト	データ 形式	記録内容	備考
特定健診の交換用情報	種別	数字	2	固定	結果送付・返戻送付等の別を記録	別表1参照
	送付元機関	数字	10	可変	特定健診機関番号、代行機関番号又は保険者番号を記録	別表2参照
	送付先機関	数字	10	可変	特定健診機関番号、代行機関番号又は保険者番号を記録	別表2参照
	作成年月日	数字	8	固定	ファイルの作成年月日(西暦)を記録	
	実施区分	数字	1	固定	特定健診:「1」を記録	別表3参照
	総ファイル数	数字	8	可変	特定健診情報ファイルの数と決済情報ファイルの数を合わせた総ファイル数を記録	

2 特定健診情報ファイル(1健診結果あたり1ファイル、1送信あたり複数ファイル。)

ファイルの記録内容	フィールド名称	モード	最大 バイト	データ 形式	解説	備考	
受診情報	報告区分	数字	2	固定	実施区分(1桁)+「0」 特定健診:「10」を記録	報告区分:別表17参照 実施区分:別表3参照 (注1) XML標準様式の項目名称は「健診実施年月日」	
	実施年月日	数字	8	固定	特定健診の実施年月日(西暦)を記録	別表16参照 XML標準様式では「健診実施時のプログラム種別」とも示される	
	健診プログラムサービスコード	数字	3	固定	健診実施時の区分を記録	別表2参照	
特定健診機関情報	特定健診機関番号	数字	10	固定	特定健診機関番号を記録		
	名称	漢字	40	可変	特定健診機関名称を記録		
	郵便番号	英数	8	固定	特定健診機関の郵便番号を記録	NNN-NNNN	
	所在地	漢字	80	可変	特定健診機関の所在地を記録		
	電話番号	英数	15	可変	特定健診機関の電話番号を記録		
受診者情報	整理用番号1	英数	64	固定		保険者から社会保険診療報酬支払基金(匿名化済の場合)、社会保険診療報酬支払基金から国に送付する時のみ使用	
	整理用番号2	英数	64	固定			
	整理用番号3	英数	64	固定			
	整理用番号4	英数	64	固定			
	整理用番号5	英数	64	固定			
	保険者番号	数字	8	固定	特定健診の受診者が加入している保険者の保険者番号を記録		
	被保険者証等記号	漢字又は英数	40	可変	特定健診の受診者の被保険者証等記号を記録	レセ電算形式と同一	
	被保険者証等番号	漢字又は英数	40	可変	特定健診の受診者の被保険者証等番号を記録	レセ電算形式と同一	
	枝番	数字	2	固定	個人単位被保険者番号の枝番を記録	(注2)	
	氏名	半角カタカナ	40	可変	特定健診の受診者氏名を記録	(注3)	
受診券情報	生年月日	数字	8	固定	特定健診の受診者の生年月日(西暦)を記録	(注1)	
	男女区分	数字	1	固定	特定健診の受診者の性別を記録	別表4参照	
	郵便番号	英数	8	固定	受診券裏面に記入された受診者の郵便番号を記録	NNN-NNNN	
	住所	漢字	80	可変	受診券裏面に記入された受診者の住所を記録		
	受診券整理番号	数字	11	固定	保険者が記載した受診券の整理番号を記録	別表5-①参照	
	有効期限	数字	8	固定	受診券の有効期限(年月日(西暦))を記録		
	項目コード	数字	17	可変	特定健診の項目コード(JLAC10・17桁コード)を記録		
	特定健診の健診結果・問診結果情報(詳細な健診項目を含む)(抜粋)(注5)	項目名	漢字又は英数	40	可変	特定健診の項目名を記録(省略可)	「健診結果・質問票情報」
		データ値	数字又は漢字	項目により可変	可変	特定健診のデータ値を記録	
		単位	漢字又は英数	項目により可変	可変	特定健診のデータ値の単位を記録(省略可)	
追加健診項目及び人間ドックの検診項目結果情報(抜粋)(注5)	項目コード	数字	17	可変	追加健診項目及び人間ドックの項目コード(JLAC10・17桁コード)を記録	「健診結果・質問票情報」	
	項目名	漢字又は英数	40	可変	追加健診項目及び人間ドックの項目名を記録(省略可)		
	データ値	数字又は漢字	項目により可変	可変	追加健診項目及び人間ドックのデータ値を記録		
	単位	漢字又は英数	項目により可変	可変	追加健診項目及び人間ドックのデータ値の単位を記録(省略可)		

注1 西暦は数字“YYYYMMDD”の形式で格納するが、入力時・出力時のみ被保険者証や受診券等の印字を鑑み和暦(数字“GYMMDD”の形式)で対応することも考えられる。

注2 枝番については把握できる範囲内で確認・入力を行う(後期高齢者については、入力不要)。

注3 氏名は全角カタカナの形式で格納するが、受診券、被保険者証及びそれらのQRコードでは半角カタカナとなるため、入力時・出力時のみ半角カタカナで対応することも考えられる。

※令和2年3月31日 健発0331第8号、保発0331第3号「令和2年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施等により作成された記録の取扱いについて」より抜粋

○費用決済にかかるデータ作成及び提出について

1) データの作成について

- ① 「5 特定健診等の請求データ作成における留意事項」をご参照ください
- ② ベンダテストが国保中央会において行われていますので、ご活用ください。
(国保中央会ホームページ参照)

<http://www.kokuho.or.jp/system/specific.html>

2) データの提出について

① 健診の名称:特定健康診査

健診の根拠法令:高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号 第20条)

② 健診の名称:健康診査(40歳未満及び生活保護受給者等)

健診の根拠法令:健康増進法第17条に位置付けられる健康増進事業及び第19条の2の厚生労働省令で定める健康増進事業

①と②は、別々の媒体に格納し、名称をCDに明記の上、提出をお願いします。

CD媒体に40歳以上または、40歳未満等との記載漏れのため、返戻となっていることがあります。

また、①と②のファイル名は重複しないようにお願いします。

※ 「暗号化・複合化ソフト」は、H29.4版(Ver2.0)を使用してください。
支払基金・国保中央会より全健診機関へ配布済みです

(理由) ①は全国標準システムでの対応、②は独自システムでの対応のため

○生活機能評価と同時実施について(平成27年度より廃止しています)

特定健康診査実施機関 御中

沖縄県国民健康保険団体連合会
事務局長 高良 昌英
(公 印 省 略)

40歳未満健康診査のオンライン請求開始について

本会の事業運営につきましては、平素より格別の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本会では、特定健康診査実施機関より40歳未満健康診査の費用を御請求いただいておりますが、このたび40歳未満健康診査のオンライン請求を下記のとおり開始いたします。
つきましては、オンライン請求の利用について御検討いただき、希望される場合は別添の利用申請書の御提出をお願いいたします。

記

1. オンライン請求開始月
令和4年3月 受付

2. 利用申請から請求開始までの流れ

① 利用申請

国保連合会へ利用申請書を御提出ください。(毎月10日締め切り)
→利用申請の締め切り後、当月20日に国保連合会から設定用資材を発送します。
※締め切り・資材の発送日が土日祝日の場合、その翌営業日

② システム利用端末への設定作業

国保連合会から設定用資材が到着後、システム利用端末へ設定作業を行ってください。

③ 請求開始

システム利用端末の設定後、毎月の受付期間にオンライン請求を行うことができます。

3. オンライン請求の概要および利用申請書

添付のとおり(本会ホームページにも掲載しております。)

4. 利用申請書の送付先

〒900-8559 沖縄県那覇市西3丁目14番18号 国保会館
保険者支援課 保健事業係 オンラインシステム担当者 宛て

沖縄県国民健康保険団体連合会
保険者支援課 保健事業係
担当 崎間、川上、羽地
電話 098-863-2357

○「標準的な質問票」について

厚生労働省が定めている特定健診における「標準的な質問票」について、全22項目のデータ提出についてご協力ください。

国保データベース(KDB)システムの稼働により、「標準的な質問票」の全項目を使用した全国比較の集計が可能になりました。しかながら、本県においては必須4項目(服薬、喫煙)のみのデータ提出が多く、データの活用が十分に行えておりません。

つきましては、全22項目を問診いただき、請求データ(XML)の作成をどうぞよろしく申し上げます。

	質問項目	回答
1-3	現在、a からcの薬の使用の有無 *	
1	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ
2	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	①はい ②いいえ
3	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	①はい ②いいえ
4	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
5	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
6	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析など)を受けていますか。	①はい ②いいえ
7	医師から、貧血といわれたことがある。	①はい ②いいえ
8	現在、たばこを習慣的に吸っている。 (※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計 100 本以上、又は6ヶ月以上吸っている者」であり、最近 1ヶ月間も吸っている者)	①はい ②いいえ
9	20歳の時の体重から 10kg以上増加している。	①はい ②いいえ
10	1回 30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施	①はい ②いいえ
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を 1日 1時間以上実施	①はい ②いいえ
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ
13	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	① 何でもかんで食べることができる ② 歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ ほとんどかめない
14	人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②ふつう ③遅い
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
16	朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	① 毎日 ②時々 ③ ほとんど摂取しない
17	朝食を抜くことが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
18	お酒(日本酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度	①毎日 ②時々③ほとんど飲まない (飲めない)
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量 日本酒1合(180ml)の目安:ビール500ml、焼酎(25度)110ml、ウイスキー ダブル1杯(60ml)、ワイン2杯(240ml)	①1合未満 ②1~2合未満 ③2~3合未満 ④3合以上
20	睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんか。	①改善するつもりはない ②改善するつもりである (概ね6か月以内) ③近いうちに(概ね1か月以内)改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる (6か月未満) ⑤既に改善に取り組んでいる
22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。	①はい ②いいえ

○後期高齢者の質問票について

生活保護の75歳以上の場合、後期高齢者の質問票をお願いします。

	質問文	回答
1	あなたの現在の健康状態はいかがですか	①よい ②まあよい ③ふつう ④あまりよくない ⑤よくない
2	毎日の生活に満足していますか	①満足 ②やや満足③やや不満 ④不満
3	1日3食きちんと食べていますか	①はい ②いいえ
4	半年前に比べて固いもの(*)が食べにくくなりましたか *さきいか、たくあんなど	①はい ②いいえ
5	お茶や汁物等でむせることがありますか	①はい ②いいえ
6	6カ月間で2～3kg 以上の 体重減少がありましたか	①はい ②いいえ
7	以前に比べて歩く速度が 遅くなってきたと思いますか	①はい ②いいえ
8	この1年間に転んだことがありますか	①はい ②いいえ
9	ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか	①はい ②いいえ
10	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがある と言われていますか	①はい ②いいえ
11	今日が何月何日かわからない時がありますか	①はい ②いいえ
12	あなたはたばこを吸いますか	①吸っている ②吸っていない ③やめた
13	週に1回以上は外出していますか	①はい ②いいえ
14	ふだんから家族や友人と付き合いがありますか	①はい ②いいえ
15	体調が悪いときに、身近に相談できる人がいますか	①はい ②いいえ

6 詳細健診の対象者基準について

厚生労働省 健康局 平成30年4月「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】」
P2-27 可変

別紙2

「詳細な健診」項目について

以下の判定基準に該当する者のうち、医師が必要と認める者については、詳細な健診を実施する（基準に該当した者全てに対して当該健診を実施することは適当ではなく、受診者の性別、年齢等を踏まえ、医師が個別に判断する必要がある）。その際、健診機関の医師は、当該健診を必要と判断した理由を保険者へ示すと共に、受診者に説明すること。

なお、ほかの医療機関において実施された最近の検査結果が明らかで、再度検査を行う必要がないと判断される者、現に糖尿病、高血圧症、脂質異常症、虚血性心疾患、脳血管疾患等の疾患により医療機関において管理されている者については、必ずしも詳細な健診を行う必要はなく、現在の症状等を踏まえ、医師が個別に判断する必要がある。また、健康診査の結果から、直ちに医療機関を受診する必要があると判断された者については、確実な受診勧奨を行い、医療機関において、診療報酬により必要な検査を実施する。

(1) 12誘導心電図

- 当該年度の健診結果等において、収縮期血圧が140mmHg以上若しくは拡張期血圧が90mmHg以上の者又は問診等において不整脈が疑われる者

(2) 眼底検査

- 当該年度の健診結果等において、①血圧が以下のa、bのうちいずれかの基準又は②血糖の値がa、b、cのうちいずれかの基準に該当した者*

①血圧	a 収縮期血圧	140mmHg以上
	b 拡張期血圧	90mmHg以上
②血糖	a 空腹時血糖	126mg/dl以上
	b HbA1c (NGSP)	6.5%以上
	c 随時血糖	126mg/dl以上

(3) 貧血検査

- 貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者

7 令和4年度 特定健診受診券の有効期限

令和4年2月1日現在

沖縄県内全41市町村国保

令和5年3月31日

※H30国民健康保険運営方針より